

箱根町議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町において地震等の災害が発生したときに、箱根町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携し、災害応急対策及び災害復旧業務等を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、箱根町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 前条でいう「災害」とは、町対策本部の設置に該当する災害をいう。

(災害対策会議の設置)

第3条 議長は、地震等の災害により、町対策本部が設置された場合において、これを支援することが必要であると認めるときは、箱根町議会内に災害対策会議を設置することができる。ただし、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長がこれを設置することができる。

2 災害対策会議は、箱根町役場本庁舎4階「正副議長室」に設置する。ただし、本庁舎が使用できないときは、町対策本部と協議し、議長が別に定める。

3 議長は、議員及び町対策本部に対し、災害対策会議の設置を報告するものとする。

(災害対策会議の組織)

第4条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長、総務企画観光常任委員会委員長及び教育福祉環境常任委員会委員長をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 議長、副議長ともに事故等があるときは、議会運営委員会委員長、総務企画観光常任委員会委員長、教育福祉環境常任委員会委員長の順に、議長及び副議長の職務を代理する。

5 議長は、必要と認める場合は、災害対策会議にその他の議員の参加を求めることができる。

(災害対策会議の所掌事務)

第5条 災害対策会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否等の確認に関すること。
- (2) 町対策本部からの情報収集及び各議員への情報提供に関すること。
- (3) 各議員からの情報収集・整理及び町対策本部への情報提供に関すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査に関すること。
- (5) 国、県等への要望に関すること。
- (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を災害対策会議に連絡し、連絡体制を確立すること。
 - (2) 災害対策会議から情報提供を受けること。
 - (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて災害対策会議に報告すること。
 - (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行うなど、地域の諸活動を支援すること。
- (町対策本部への要請等)

第7条 町対策本部への要請及び提言については、緊急の場合を除き、災害対策会議を通じて行う。

(町対策本部との協議)

第8条 町対策本部から災害対策会議として、緊急の判断を求められた場合は、議長及び副議長が協議の上、対処するものとする。

(出動時の服装)

第9条 災害対策会議への参集又は地域での活動時における議員の服装は、原則として次のとおりとする。

- (1) 防災服上下、及び略帽
- (2) 防寒着、及び安全靴
- (3) 安全帽（ヘルメット）
- (4) 腕章

(議会事務局の対応)

第10条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会事務局長は、町対策本部の会議に出席し、災害対策会議からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、災害対策会議へ情報提供を行う。
- (2) 議会事務局長及び議会事務局職員は、町対策本部の業務に従事するとともに、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(記録)

第11条 災害対策会議は、活動記録を作成する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。